

## 「SDG s 未来都市・富田林」ロゴマーク使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、SDG s 及びSDG s 未来都市の普及啓発を図るために作成した「SDG s 未来都市・富田林」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、別添「「SDG s 未来都市・富田林」Visual Identity Design Manual（以下「マニュアル」という。）」に基づき、使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本市及びSDG s 未来都市の品格を傷つけ、又はSDG s の正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に使用されるおそれがある場合
- (5) 営利目的として使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (7) 公益性又は公共性のない活動に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (8) 本市が実施する事業の妨げとなる場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認めた場合

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第4条 使用者は、ロゴマークの使用にあたっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) マニュアルに定める使用方法に従うこと
- (2) ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定または登録しないこと

(改善の指示)

第5条 市長は、使用者が第2条各号のいずれかに該当する、または前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

2 市長は、前項の改善指示に従わない場合は、ロゴマークの使用を差し止めることができる。この場合において、使用者は市長の指示に従い、速やかにロゴマークの使用を中止し、及びロゴマークの複製物を廃棄又は回収しなければならない。

3 前項の場合において、使用者及び関係者に損害が生じた場合であっても、本市はその賠償の責を負わない。

(使用者の責任)

第6条 使用者がロゴマークの使用により本市に損害又は損失を与えた場合、市長はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因した事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を本市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、本市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(補則)

第7条 この要領に施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。